

発議第10号

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

平成29年6月23日提出

熊本市議会議員	鈴木弘
同	藤岡照代
同	園川良二
同	藤永弘
同	井本正広
同	浜田大介
同	三森至加

熊本市議会議長 澤田昌作様

意見書（案）

ギャンブル等依存症について、実態把握を進め、対策の抜本的強化に取り組まれるよう要望いたします。

（理由）

昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備や、ギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めています。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には論点整理を発表したところであります。

これまでも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に把握してきませんでした。

よって、政府におかれては、下記事項について十分配慮の上、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定など、対策の抜本的強化に取り組まれるよう強く要望いたします。

記

- 1 公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な

側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。
そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を
一元的に行う独立組織の設置を検討すること。

2 3月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の具
体的な対策や実施方法を早急に検討すること。

3 アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策
が進められている。ギャンブル等依存症対策の法制化を進める
中で、こうした取り組みと合わせ、更に依存症対策の深化を図
ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成 年 月 日

議 長 名

内閣総理大臣 }
内閣官房長官 } 宛（各通）